

大 個 審 第 2 6 号
(答 申 第 2 2 0 号)
平成 2 2 年 8 月 2 4 日

公立大学法人大阪府立大学
理事長 奥野 武俊 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 2 2 年 7 月 2 8 日 付 け 府 大 施 設 第 5 6 号 で 諮 問 の あ り ま し た 、 府 立 大 学 に お け る 「 防 犯 カ メ ラ に よ る 個 人 情 報 の 収 集 等 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 本 人 収 集 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 及 び 条 例 第 8 条 第 1 項 第 9 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 目 的 外 利 用 及 び 提 供 の 禁 止 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 本 件 収 集 及 び 提 供 に 関 し て 例 外 事 項 に 該 当 す る も の と し て 取 り 扱 っ て 差 し 支 え な い も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 防犯カメラの設置及びこれらにより個人情報を収集することについてホームページ等により広く周知するとともに、来校者、学生及び職員等に対し、大学構内における紙面の掲示や口頭による通知等の方法により、十分周知すること。
- 2 本件において収集した個人情報の管理に関しては、防犯カメラの管理要綱において、管理責任者、個人情報取扱者、保管場所及び保管期間等について明記し、漏えい・流出等が起こらないよう十分留意するとともに、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- 3 本件において収集した個人情報を第三者へ提供することについて、防犯カメラの管理要綱等において、提供先及び提供することができる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用すること。
- 4 今後、当審議会の答申において承認した箇所以外に防犯カメラを設置し、個人情報の収集を行う場合は、あらかじめ当審議会に諮問すること。